

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年4月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2401193号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500001号

第1 結論

平成13年4月から平成16年3月までの請求期間及び平成26年4月から平成27年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年4月から平成16年3月まで
② 平成26年4月から平成27年3月まで

請求期間①について、平成13年4月から3年間、国民年金保険料を納付していなかったため、何度か催告状が届き、そのままにしていたら平成16年頃に最終的に差し押さえるという厳しい内容の通知が届いたので、社会保険事務所(当時)に相談をして、同年4月以降に新しい納付書の綴りを交付してもらった。納付書を受け取ってからすぐに夫婦二人分の国民年金保険料を、妻がコンビニエンスストアで1か月分ずつ古い順に納付した。

請求期間②の平成26年度については、夫婦二人分の国民年金保険料を妻がA信用金庫B支店、C信用金庫D支店又はコンビニエンスストアで1か月分ずつ古い順に納付した。また、平成26年分の源泉徴収票に夫婦二人分の国民年金保険料の金額が記載されており、納付した記録がある。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、新しく交付された納付書を使用して、妻がコンビニエンスストアで平成16年4月から毎月1か月分ずつ夫婦二人分の国民年金保険料を古い順に遡って納付していた旨主張している。

しかしながら、平成16年4月の時点では、請求期間①のうち、平成13年4月から平成14年2月までの期間の国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付できない。

また、オンライン記録によると、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする妻の請

求期間①に係る国民年金保険料は未納であり、平成 16 年 4 月から当該期間の国民年金保険料を古い順に納付していたとする請求者と妻は、同年 4 月から当該期間の終期である同年 3 月に係る国民年金保険料が納付可能な月である平成 18 年 4 月までの期間において、平成 16 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を、概ね 1 か月分ずつ夫婦同日に現年度納付していることが確認できる。

なお、請求者の妻は、請求期間①に係る国民年金保険料をコンビニエンスストアにて納付していた旨陳述しているが、日本年金機構において定められている国民年金保険料の納付受託取扱要領によると、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませた領収（納付受託）済通知書は 3 年を経過する年度末まで保存する旨定められていることから、当該期間に係る領収（納付受託）済通知書は、保存期間経過により確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、平成 26 年の源泉徴収票（支払者は請求者が事業主である事業所）に記載されている国民年金保険料等の金額は、当該期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料である旨主張している。

しかしながら、平成 26 年の源泉徴収票に記載された金額は、オンライン記録において確認できる平成 26 年中に収納した国民年金保険料（平成 24 年 2 月分から同年 6 月分までの期間、同年 8 月分、同年 10 月分及び同年 11 月分の国民年金保険料の夫婦二人分の合計額 23 万 9,840 円に同年 8 月分に係る夫婦二人分の還付保険料額 7,480 円を差し引いた額）と一致していることが確認できる。

また、請求者の住所地の市役所から提出された請求者に係る平成 27 年から平成 29 年までの給与支払報告書及び請求者が委託している税理士事務所から提出された平成 27 年から平成 29 年までの源泉徴収票に記載されている国民年金保険料等の金額について、オンライン記録により確認できる請求者と妻の国民年金保険料の納付状況から検証したところ、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていたと推認することはできない。

一方、請求者の妻は、請求期間②に係る国民年金保険料について、納付時期ははっきり覚えていないが、遅れながらも毎月 1 か月分ずつ夫婦二人分の国民年金保険料を古い順に、A 信用金庫 B 支店、C 信用金庫 D 支店又はコンビニエンスストアで納付していた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、妻の請求期間②に係る国民年金保険料は未納である。

また、オンライン記録によると、請求者と妻の納付記録は、請求期間②直前の平成 26 年 3 月分の国民年金保険料を平成 28 年 4 月 18 日に納付した後、翌月の同年 5 月 6 日に納付した国民年金保険料は、当該期間直後の平成 27 年 4 月分であり、当該期間の前後の期間において、請求者と妻は遅れながら 1 か月分ずつ夫婦同日に納付していることが確認できる。

なお、請求者の妻が、請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたとする上記信用金庫は、国民年金保険料の納付に係る記録（領収（納付受託）控、データ等）の保管期間は 2 か月である旨陳述しているほか、上述のとおりコンビニエンスストアにおける領収（納付受託）済通知書の保存期間は 3 年であることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

3 請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間①及び②に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400800 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500003 号

第 1 結論

- 1 請求期間のうち昭和 26 年 4 月 6 日から昭和 27 年 3 月 22 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間のうち昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 6 日から昭和 27 年 3 月 22 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、女学校（B 高女）を卒業後、A 社に就職し、昭和 34 年 5 月に結婚するまで同社に勤務していたが、請求期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間①及び②についても厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は女学校（B 高女）を卒業後に A 社に就職した旨回答しているところ、学校教育法（昭和 22 年 4 月 1 日施行）により中学校及び高等学校の修業年限は、ともに 3 年となったことから、請求者が高等学校を卒業したのは昭和 27 年 3 月であると推認できる。

また、請求期間①に A 社に係る厚生年金保険被保険者となっている 3 人に照会し、二人から回答があったものの、請求者の入社日を知る者はおらず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、請求者は、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が B 高女卒業後に学校の紹介で A 社に就職した旨回答していることから、C 図書館、D 教育委員会、E 高等学校、F 県 G 部、H 連合会及び I 協会に照会したものの、いずれも B 高女の卒業生の情報を保有していない旨回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者番号払出簿に記載された請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日はオンライン記録と一致している。

- 2 請求期間②について、当該期間にA社に係る厚生年金保険被保険者となっている10人に照会し、5人から回答があったものの、請求者の退職日を回答した者はおらず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、請求者は、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、被保険者名簿に記載された請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日はオンライン記録と一致している。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。